

第八十四回国会 衆議院 法務委員会 議録 第十一号

昭和五十三年三月三十一日(金曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 嶋田 宗一君

理事 羽田野忠文君

理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君

理事 上村千一郎君

北川 石松君

二階堂 進君

渡辺美智雄君

飯田 忠雄君

安藤 巖君

理事 濱野 清吾君

理事 山崎武三郎君

理事 横山 利秋君

理事 高橋 高望君

理事 木村 武雄君

理事 篠田 弘作君

三池 信君

西宮 弘君

長谷雄幸久君

中馬 弘毅君

出席國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

法務政務次官 青木 正久君

法務大臣官房長 前田 宏君

法務省刑事局長 伊藤 榮樹君

委員外の出席者

警察庁刑事局捜査第一課長 加藤 晶君

最高裁判所事務総局刑事局長 岡垣 勲君

法務委員会調査室長 清水 達雄君

委員の異動

三月二十九日

辞任 正森 成二君

同日 松本 善明君

辞任 松本 善明君

補欠選任 正森 成二君

補欠選任 松本 善明君

同日三月三十一日

前尾繁三郎君

正森 成二君

加地 和君

同日

北川 石松君

安藤 巖君

中馬 弘毅君

補欠選任

北川 石松君

安藤 巖君

中馬 弘毅君

補欠選任

前尾繁三郎君

正森 成二君

加地 和君

本日の会議に付した案件

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出 第五四号)

○嶋田委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所岡垣刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○嶋田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○嶋田委員長 内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西宮弘君。

○西宮委員 私は、いま提案されております刑事補償法について若干お尋ねをしたいと思います。

戦後二十五年に改定されて、いわゆる新しい刑事補償法ができたわけですが、この旧法と新法の間には理念の相違というふうなものはど

ういう点にあったのか、お尋ねしたいと思います。

○伊藤(鑓)政府委員 御指摘のように昭和二十五年に現在の刑事補償法が制定されたわけですが、戦前からそれまで続いております旧刑事補償法と現在の刑事補償法とは、基本的な考え方を異にしておるように思います。

すなわち、戦前の刑事補償法におきましては、古い法律上の伝統的な考え方でございますが、戦後二十五年に改定された法律は、法を犯さないという前提に法律ができておりましたから、刑事補償というものは国の恩恵的な恩恵である、あるいは国の仁政であるというふうな基本的な思想に基づいて制定されておったように思うのでございますが、現行法は、もう御承知のとおり憲法第四十条ではっきりと国民に刑事補償の請求権を規定いたしましたので、正面から、そういう無罪等の裁判を受けた人の権利であるという立場からつくられております。

そういう意味で法律の基本的な発想といえますかと思いが全く異なっております。こういうことだと思っております。

○西宮委員 新法になりましたからすでに四回の改正が行われたわけですが、これは主として金額の改定、それから同時に、身体の拘束をすることが許されるという新しい法律が次々出てまいりまして、それに伴って刑事補償法も改定されるということになったので、これは当然の成り行きだと思っておりますが、それ以外に、法文としては何も書いてありませんけれども、四回の改正の中で、発想と何か理念と何か、そういう面について何らかの変化があるというふうにご考

えられますか。

○伊藤(鑓)政府委員 現在の刑事補償法が制定されてから、大ざっぱに申しますと四回の改正を経ておるわけでございます。これは刑事補償法が定めております定型な損害賠償というものの

内容をなします補償金の額を、その都度経済情勢等を勘案しながらそれにスライドさせて引き上げていった、こういう改正でございまして、二十五年制定当時の憲法を踏まえた法というものをその都度手直ししてきています、こういうことでござい

ます。

○西宮委員 いまの御説明を定型化したという点です。それに対して、なぜこれが定型化されなければならぬかという点と、それから、その四回の改定は、最初の二十五年当時のいわゆる一日二百円ないし四百円というところを基礎にして、それを順次物価指数その他で改定してきています、こういう実態だと思えますけれども、私はそれについて、そもそも事の始まり、つまり昭和二十五年当時の基礎になった二百円ないし四百円というのに非常に無理があった、あるいは非常に安かった、それが基礎になっていくために、今日改定はされても依然として現状に即さないというふう

に考へるのですが、いかがですか。

○伊藤(鑓)政府委員 現在の金額は御案内のとおりでございますが、昭和二十五年に現在の刑事補償法がつけられましたときに、戦前の刑事補償法における額を横目でにらみながらも、その当時としては思い切ったと申しますか、相当な額で定められておったわけでございます。それを客観的なデータに基づいてスライドさせてきております今日

の金額というものは一応妥当性がある、こういうふうにしておるわけでございます。

さて、それではなぜそういう定型化したものになつておるかという点でございますが、おおよそ無罪となつた人の身体の拘束によって受けた損害というものはまさに千差万別、個人によってそれぞれ事情を異にするわけでございます。一人一人に適合した金額を丹念に調べて決めるというこ

とも一つの行き方ではございませうけれども、や

はり無罪の言い渡しは確定したという事情がござ
いますれば、なるべく早く早くにかく一定の額を差
し上げてとりあえずの補償を、こういふこと
とからとりあえずの金額を、上限と下限を決め
て、その中で裁判所に判断してもらおう、なお、こ
れについて個々の事情が仮にあるという場合に
は、たとえば国家賠償法とかそういうもので対処
していただく、こういうふうになっておるのでござ
います。

○西宮委員 御説明はわからないわけではありま
せんけれども、私はその辺に額が実情に沿わない
という原因がひそんでいふのだというふうな考
えのわけです。それで不十分ならば国家賠償法とい
うこともありますが、これは故意、過失を
要件とするような重大な制約がありますから、な
かなかその足りないところを国家賠償法で補ってい
くという事はむずかしいと思ひます。

二十五年に法律ができた当時、二百円から四百
円ということを決めたことに對する政府委員の説
明であります。結局諸般の事情を考慮したとい
うようなことを言っておりますが、結論的には、
いわゆる連観と申しますか、というところで金額を
定めざるを得なかつたと考へておりますと、こう
いうことで、いわゆる連観で決めた、こういうこ
とを言っておるわけです。昭和二十四年の男子の
工業労働者の平均賃金が一日三百七十四円、坑内
夫が四百二十九円、交通業が三百五十円、これ
を平均したのが三百五十二円、職人は四百四十八
円、こういうふうな当時の資料があるわけです
が、それを連観ということでは二百円ないし四百
円というところで、しかも実際の実施の状況は四
円の方ではなしに、その下限の二百円の方におお
むねシフトしているという当時の状況があるわけ
ですが、そういうことを見ると、それを基礎に
して改定されてきた四回の改定というにはかな
りの不合理があるのではないかと、このように考
へるわけですが、それはいろいろ見方の相違
もありましようから、余りその問題に長く拘泥し
てはいるわけにいきませんが、もしお答えがありま

したらひとつ答えていただきたい。
それからもう一つぜひお尋ねしたいのは、そう
いう制度が設けられて、それによって実施をされ
ている刑事補償の実施状況でありますけれども、
これは法務省の出しております犯罪白書に載って
おりますけれども、刑事補償」という一項目を設
けて書いてあるものであります。これはまことに
不親切な書き方であるわけですが、これを見た
全然わからない。つまり、全体の人員とそれから
抑留または拘禁による補償が決定した人員と日数
とトータルの金額、これだけしかないわけであ
る。これは、一人一日平均どうなつておるのか、あ
るいは該当事者がどれだけあつて、そのうち何人が
請求して、その請求したうちの何人が補償され
たのか、そういうことがいふくわからないわけ
です。だから、私は、白書としてはまことに不親切
な書き方であると思ひますが、これはどういふこと
ですか。

○伊藤(憲)政府委員 犯罪白書の担当者でござ
いませぬから的確な回答はいたしかねると思ひま
すけれども、せつかく刑事補償という問題を取り
上げながら、いま御指摘のようにはなはだ大き
な記述しかできなかったという事は、やはり
遺憾なことであると思ひます。その原因は、多
少願ひを他を言うようなことになりまして、ま
ず、運用自体は裁判所の方でおやりになつてお
りますので、それから、裁判所の方でおやりにな
つて外へ発表されておられますやうな、そういう大
ざっぱな資料に基づいて記述をしたというこ
とであらうと思ひます。

運用の詳細につきましては最高裁の方がよく御
存じだと思ひますので、そちらの方から明らかに
していただければと思ひます。

しまして、ずっと下まで書いてあるわけですけれ
ども、問題は、一日幾ら、こういうことで法律が
規定されているわけですから、そういう点から言
うと、これでは全くわからない、こういうこと
なるわけですから、この辺の事情を……

○岡垣最高裁判所長官代理人 最高裁判所で、下
級裁判所その他で行われた補償に関する決定の運
用というものをどの程度まで調べて、どの程度ま
で詳しく印刷物なり何なりして外に出すかとい
うことと、私どもとしては、例の「法曹時報」と
いう雑誌の中に、時に運用上問題になるような点
があれば取り上げて発表するということと、ござ
いまして、個々の補償決定の内容はどうかであるか
うであるかというところまでは実はやっておらな
いわけでございます。いまの一日当たりの金額が幾
らくらいになつておるのかと、いふかとい
う問題は、実は、これも一件一件非常にその内容
が、たとえば心神喪失で無罪になつた場合である
とか、そうじゃなく、本人と犯罪との関係が立
証できなくて無罪になつたやうな場合であると
か、事情が非常に異なりますので、それをただ単
に足して割つてみても余り意味がないのではな
らうかといふ考へもありまして、そこまで出し
ていないといふことと、ございまして、個々のあれにつ
いてこれはどういふ内容になつておるかといふ
尋ねがあれば、これはここでまたお答えできるか
と思ひますけれども……

○西宮委員 もし「法曹時報」等で発表してお
れるのなら、せめてそういう程度のもは犯罪白
書に載せるとか、そういうことをやつてほしい
と思ひます。そうでない、せつかく法律ができて
も、それがどういふふうな現実に運用されてい
るかといふことは全く国民の目にはわからないわ
けですから、そのことを要望しておきたいと思
ひます。

りましようけれども、昭和七年に実施をされて、
昭和十八年までの統計が載つておりましたが、そ
れを見ると、補償を受けることになつたものは六
百二十七件、それから棄却されたものが四百四
十九件、その四百四十九件というのは、請求した
件数の約四〇％に当たるといふふうに説明をされ
ている。だから、ぜひぶんとくさんの人が補償に
あつたといふ状況にあるのだが、これは旧法時代
でありまして、新法になつてからは相当改善を
され、特に最近になるほど棄却される率というの
は非常に低くなつておると思ひますが、大体八
割、あるいはもっと行つておられますか。

○岡垣最高裁判所長官代理人 最近の未決の抑
留、拘禁を受けたことを理由とする補償請求につ
きまして五十一の数字を申し上げますと、四十
六名請求しまして、決定人員が四十五名でござ
いますので、棄却は一名だけでございます。です
から、パーセンテージにしますと九七・八％とな
つております。それから五十年は九六％、四十九年
は九八％、四十八年は九九％でございまして、大体
いまは、数十人から百人の請求がございまして、
棄却になるものは一名ないし二名というふうな現
状でございます。

○西宮委員 その点は大変改善されておると思
いますが、問題は、該当事者の中のどのくらいが請求
をしていくかといふことと、当然に請求でき
るはずの人が請求しない、こういう件数が非常に
多いのに、私どもは大変意外に思つておるわけ
ですけれども、その点は数字的にわかりま
せんか。

平均で地裁では五六・七％、簡裁では二・五％というものが拘束されているわけがございます。したがって、いま申し上げた割合というものがそのまま今度は無罪判決の場合に移っていくという前提で考えますと、これはいま申し上げた四十九年、五十年、五十一年の三年間に確定した人員を見ても、地裁では五百三十五人、簡裁では三百七十一人ということでございますので、先ほど申し上げた地裁では五六・七％、簡裁では二・五％という身柄の拘束率とでも申しませうか、そういうものを掛けまして補償請求可能人員というものを推定して算出いたしますと、これに対する昭和四十九年から五十一年の三年間の地裁及び簡裁の言い渡した無罪判決の確定を理由として補償請求した者の割合というものは、地裁では三六・七％ということになっております。簡裁では六六・七％ということになってございまして、地裁、簡裁の平均は三七・六％というのが一応の数字になっております。

○西宮委員 せっかくこういう制度ができたが、いわば権利の上に眠っておるといふか、そういう人が非常に多いというのは、私も大変に意外に思うのですけれども、その原因は一体どこにあるというふうにお考えでしょうか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 その補償請求の率が御指摘のとおり確かに低いわけでございますが、その理由を実は私もいろいろ考えてみますが、必ずしもはつきりところだというふうには申し上げられませんが、お聞きを申し上げます。

想定されますのは、わりに拘束された期間が短かったというふうなことではなかった方がかなり多いのではなからうかというふうに考えます。それから、これは弁解のようになりませんけれども、大体身柄を拘束されていると無罪ということとで争われるというふうなことになりますと、弁護人がついておられるのが、これは国選にしろ私選にしろ、常態でございまして、昭和五十一年度の簡易裁判所では九一・二％、地裁では九七・六％、控訴審では九四・二％と、ほとんどの

方に弁護士がついておられるわけでございますから、弁護士がついておられるわけでございますから、そういうことを弁護士が教えておられないというところはないと思えます。ですから私も無罪については、あるいは自分がこれ主張しており無罪になった、裁判所で認めてもらったということである程度満足しておられる方が多いのではないかと、いうふうなことも想像するわけでございます。請求の手続がむずかしいとか、なにかいふことでやられないのではないかと、いふふうな御批判があるいは起きるかもしれませんが、その点は、この補償請求というものは無方式でやれるわけでございますから、無方式と申しますか口頭でもやれるわけでございますから、法の求めている方式は非常に簡単なものでございまして、ですから、しようと思われる場合に障害になるような事情はないというふうにお考えをしております。

○西宮委員 法務大臣、せっかくこういう制度があるのですから、これは本人の申請を待たずして、裁判所の方で決定して補償するというふうにされた方がいいのじゃないかと思っております。これはすでに、昭和四十八年の五月であります、参議院の法務委員会、当時の田中法務大臣が答弁をしておられるのであります。要点だけ申し上げますと、そうするのが当然だと思つて、これはまあ何と申しますか、遠慮をせずに申し上げますと、わが国の官尊民卑の思想から出ておるものと思つて、つまり申請をさせてそれに許可するというような形をとるのこそ、さういふことだと思つて、現行法の制度があるのと言へば、官尊民卑の思想の残滓であろうというように申し上げたい。「憲法が最高度に人権を尊重する。世界類例を見ざるほどの高度の憲法でございまして。」この種のものは請求を待たずして国家が責任をとるという方法がなければならぬ、こゝろを考へます。こゝろをいふに答弁しておられるのです。これは昭和四十八年でありまして、それならば、むしろ

せっかくのこの制度をりっぱに生かすためには、さういふ形にするという方が望ましいと思つて、

すが、いかがですか。

○瀬戸山国務大臣 いまの、元田中法務大臣が言われたようなことも、これは一つの考え方であらうと思つても、御承知のように、補償法には請求権を認めておるわけでございます。別の観点から言いますと、請求するの自由は、そういうことをやるかやらないかは国民の自由任せである。これもまた一つの立場であります。しかも、いま最高裁からの御説明によりまして、多くの場合は弁護士さんがついておる、こゝろのことでございますから、反面から見ると、強制的にやらなければならぬといふことも、これまたおかしなような気がします。私は願わくは、これは裁判所のことでございますけれども、あなた、無罪になったのだから、こゝろ法律があるのだから請求しなさいよと親切に教えてやるくらいのこと、これは自律行為でございまして、願わしいことだ、かように考えます。

○西宮委員 私、決して言葉じりをとらまえるわけではございませんけれども、強制的にやるのはどうかというお話だが、強制的という場合には権利を制限するとか義務を課するとかという場合だとおもうのです。これはそれは完全に逆に、さういふ者にお金を上げる制度ですから、裁判所の方も、無罪が確定すると同時にそれをやらせても少しかかしくない。これはひとつ研究をしていただきたいと思つて、いま即答いただかなくても結構です。私は当然さうなるべきだといふふうにお考えますので、御検討をお願いしたいと思います。

最高裁にお尋ねをしますが、非常に該当者が少ない、わけでも死刑囚については一件もないわけですね。これはどういうふうな理解をされますか。私はそれはこの前の委員会でもお尋ねをしたように、日本の場合に非常に無罪率が低いとか、したがって役所流にこらんになれば、役所の説明としては、要するにそれは捜査が完全に行われておる、あるいは起訴便宜主義が行われておる、さういふことで、そこで十分ふるいにかけて

おるから、後で無罪になるという者が少ないのだ、こゝろに役所としてお答えになると思つてあります。しかし私は、死刑囚についても、誤判によつて死刑が宣告され、さうして死刑が執行されてしまった、こゝろ例は決して皆無ではないと思つております。私は、それが全然出てこないというのは、死刑が執行されてしまつたら、ほとんどその前にみんな再審の請求をするわけですが、再審がほとんど取り上げられない、これは晩の星のごとくよりうりやうたるものです。したがって、再審の門がきわめてかたいということから、再審は得られない、こゝろで死刑囚についてのいまの該当者が一人も出てこないという結果ではないかと思つたが、いかがですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 いまの問題にお答えする前に、先ほど法務大臣から、裁判所の方で少し説明してやたらといふふうなお話もございましたので、その点について申し上げますと、それは国会でもいろいろと御注意いただきまして、裁判官の会同の場合などに、私もこの方、刑事補償の請求ができるのだぞといふことを被告人に説明してやるようにといふような指導はしては行かないと思つております。

それからその次の、いまの問題になるわけでございますけれども、裁判所の方といたしましては、要するに無罪の判決がないことには補償の問題というものは起き得ないわけでございますので、それで、死刑確定して執行された者から出ないのは、これは何とも申し上げようもないわけでございます。したがって、問題は、いままで死刑確定して執行された者に対する再審の門が狭過ぎたのではないかと、こゝろにお話になると存じますけれども、私も、私どもとしましては、裁判所は再審の、法律の定められた開始の要件があるかどうかというところを、それぞれ具体的な事件について、それぞれその裁判所が考えておやりになつたことと存じますので、個々具体的な事件について、その取り扱いは何なりがよかつたか悪かつたかとい

うことを私どもから申し上げる立場ではないと考
えるわけでございます。ただ、最近の様子をごら
んになるとおわかりのように、いろいろあちこち
で再審の請求がありまして、また中には始まった
ものもあるわけでございますので、その辺は、私
どもとしては同じ考え方であろうとは思いますが、私
れども、事件数がふえてきていることは間違いな
いと存じます。

○西宮委員 原因はまさに、再審の門が非常に
たいというところにあるのだと私は思うので、した
がって、ぜひ再審の門をもう少し広くしてもらい
たいというところを私がほかの一つ覚えのように
言っておるのですが、これは大臣も、御返事を
聞かなくても結構ですから、ぜひ考えておいて
いただきたいと思っております。

要するに、そういう死刑の宣告を受けた者で、
それが再審の結果無罪になるというような者が
出てこないかというところになるわけですが、
今日まで再審の結果無罪になった人はた
くさんありますけれども、死刑囚で無罪になっ
た人は一人もいないですね。私はそう思いた
す。実態がそのとおりだということではないと思
います。再審をしてみれば判明する。しかし死刑
でも執行されてしまっています。もう執行後
で困難だということはおそらくは、再審をして
みる。その結果どうであるかというところが判
定されれば、これはそれ以上やむを得ないと思
うので、とにかく何とかして再審の門をもっと
広げてもらいたいことを強く強く願っておき
たいと思っております。

この法律の提案者は法務省ですから、これは刑
事局長の御所管だろと思っておりますが、いま死刑
の場合ですね、該当者がいないのでありましょ
うが、しかし、法律としては千五百万円という
は今回据え置きになっては千五百万円というの
は、やはり訂正しておくべきではないでし
ょうか、どうですか。

か、どうですか。

○伊藤(衆)政府委員 一般の刑事補償の定型化
された金額は、財産上の損害とそれから精神的
な損害に対する慰謝、この両方を含んで定型的な
金額が決められているわけですが、死刑の場合に
つきましてはやや趣きを異にしておりまして、一
千五百万円という現在の額は慰謝料に相当する額
となっておりまして、そのほか財産上の損失が
あればそれを上乗せしてお支払いをする、こうい
うたてまえになっておるわけでございます。

さてそこで、その死刑の執行を受けたというこ
とに対する慰謝料の額、これが何ほどであるべき
かというところは、はなはだ算定に困難な問題で
ございます。考えれば、幾らお金を上げても上げ過
ぎというところはないわけでございます。非常にそ
ういう点で困難でございますが、最近におきます
交通事故等によく裁判事件になります死亡事件に
おきます慰謝料の額でございますか、あるいは
は、余りびびりたりしたものでないと思いたす
けれども、自動車損害賠償法によりまして死亡の
場合の保険金額、こういうものを横目でにらんで
おるわけでございます。この前の法律を改正し
ていただきました際に、死刑執行に関する補償の
政府原案は一千万円ということでお出しをしたの
でございますが、たまたま同じ国会でいわゆる自
賠法の保険金額が、千五百万円に引き上げられ
たというところがございます。それを国会におかれ
ましては横目でごらんになって、やはり千五百万
円が相当ではないかというところで御修正をいた
だいた経緯がございますが、私どももそういう最近
の民事訴訟におきます慰謝料の額あるいはその
いった自動車事故によりまして人が亡くなった
場合の保険金額、こういうものを参照しながら考
えてまいりたい。そういう意味におきまして、今
回はその辺の事情が五十年と変わっておりませ
んので、一応据え置きさせていただいておる、こ
ういうわけでございます。

なお、この点については、先ほど申しましたよ
うに、幾ら差し上げても差し上げ過ぎということ
はないわけでございますから、万一の場合を想定
しまして、いかにあるべきか、根本的な問題の検
討を続けたいと思っております。

はなはだ算定に困難な問題でござい

○西宮委員 検討を続けるというお話であります
からこれ以上申し上げませんが、いまの自動車事
故などの場合は、これは関係者もあきらめがつく
と思っております。しかし、裁判が誤つたために死刑
になって執行されたしまったということになった
ら、これはもう本当に何を恨んでも恨み切れない
と思っております。残された家族たちにとっては、ま
と思うのです。残された家族たちにとっては、ま
ことに深刻な問題だと思っております。です
から、自賠責に右へならえするというのは私はず
わめて不合理だと考えるわけです。しかも、衆議
院で政府の原案の一千万円を千五百万に修正をし
て、これを参議院に持ち込んだわけですね。その
とき参議院に持ち込んできました衆議院の代表
は、参議院に参りまして、この修正額も「必ずし
も十分なものは思われませんが」と、こういう
公式の説明をしているわけですね。いわば提案理由
の説明みたいな形でこういう説明をしているわけ
です。だから、その千五百万に直したけれども
それでも十分とは思わないというふうな昭和五十
年に言っているわけですから、今回は昭和五十年
の基準を昭和五十三年の実情に合わせて直そうと
している際ですから、そういう点から申しまして
も、私は改定するのが当然だというふうな考えま
す。しかし、いまお話しのように、こういう点は
徹底的に研究するというところから申しまして、こ
れ以上申しません。

最高裁にもう一遍お尋ねいたしますが、賠償の
上限と下限が決まっているわけですが、賠償の
中でどうも下限に寄寄せられているという例
が非常に多いというふうなことは、つまり身
体の拘禁をされた期間が長い者ほど賠償が少なく
ないというふうな例があるわけですね、これは
少し私の見た資料が古いので、最近はどういうこ
とは全くないというところであれば了解いたしま
すか、どういふことでしょうか。長ければむしろ逆

に、受けた苦痛は非常に大きいので、したがって
一日当たりの単価も高く見るというのが当然だと
思うのですけれども、逆に期間が長い場合には単
価を少なくしているというふうな例がかつては
あったわけですね。最近はどうでしょうか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 私の見ましたとこ
ろでは、従前もそうでございますけれども、比較
的低いのは、要するに無罪の中でも心神喪失と申
しますか、酒を飲み過ぎてその間にやつたとか、
あるいは精神異常があったとかいふふうな場合
ですが、それから犯情といいますが、無罪にはな
ったわけですが、それに至るまでの事情というの
は、被告になつた方の側にも多少これは問題があ
るというふうな事情、そういういろいろな事情を考
えられた結果低いものは見当たりますけれども、被
告人が本当に無罪であつたというふうなものは大
体最高限に近いところで出ているというふうな私
は考えております。

○西宮委員 いま御答弁のありました責任無能力
者ですね、それに対しては低いというのがあるけ
れども、これは現実にはそうなんです。最下限を
いっているというのが大半だという統計が出て
いるわけですね。いま御答弁のように、たとえば酒
を飲んで酔っぱらって事故を起こしたというふう
なこともあるかもしれませんけれども、そうではな
い、重大犯罪を犯して、しかもそれが心身障害
者、心身薄弱者、要するに責任無能力者というこ
とで無罪にするというところは国民感情として許し
がたい、そういうところから来ているのではない
かと私は思うのですけれども、もしそうだとす
れば、これは責任無能力者なんですから、それ
に対してはもう悪いことをしたのに補償してやる
のは全くけしからぬ、そういう気持ちが裁判当局
にもあるというふうなことで、これは大変に
問題だと私は思うので、決して酒を飲んだ酔っ
ぱらいというふうなことだけではなしに、ちよつと
そのところだけ実態を説明してくださ
い。

○岡垣最高裁判所長官代理者 問題は、もう一つ

前の問題から申し上げるのは恐縮でございますけれども、たとえはいわゆる弘前大学教授夫人殺し事件でございますけれども、このときの一日当たりの補償金額というのは三千二百円で最高額が出てございます。この日には四千三百七十四日ということでございます。それからいよいよ加藤老事件でございますが、これも三千二百円で現行法の最高額ということで出ております。したがって、常識的にだれが考えてもこれはと思われらるものは最高額で出しているのが通常であろうと思ひます。

それから無罪の場合でございますけれども、これは刑事補償の金額というものが定型的に決められて上限と下限とがある。したがって、裁判所としてはその幅の中のどの辺に置くかということをしていろいろ事情を勘案しまして決めるわけでございます。それは刑事補償法の中にも、裁判所の考へるべき要件が、捜査機関の方に過失があったか、なかつたかといろいろな事情を考へて決めるというふうにして書いてございまして、それを考へて決めるわけでございます。同じ定型的な補償と申しましても、形は定型でございますけれども、中身は、その人が自由以外で働いておつたならば得たであろうところの利益を得られなかつたか、あるいは積極的に得られなかつた場合とか、あるいはそれを逆にいろいろな支出が要つたか、そういう物的なものほかに精神的な損害を受けたとか、いろいろいふ事情があるわけでございまして、それによつても、その無罪になつた人間の中で、職がなかつた方だとかあるいはその当時収入というものがほとんどなかつた方だとかということになりますと、やはり拘束による財産上の損害というものは通常働いてる人に比べれば少ないわけでございまして、ある意味で精神的な損害の面だけに限られる、内容的には分けられませんが、観念的にはそういうことになるわけでございまして、そういう点を考へてその幅の中でランクづけをする、そういう点と低くなつてくるといふ事情にあると存じます。

○西宮委員 国家賠償法の場合には、今日までの実情を見るとセロという人が非常に多いわけですが、これはむしろ法律第何条でしたか、いわゆる賠償法の方で十分に償いがついているという場合には、とにかく両方合わせて補償するということになつていますから、そつちで十分間に合つていふというならばむしろ差し支えないわけだけども、ずいぶんセロの人が多いわけですが、これは一体どうなのか。国家賠償法に基づく損害賠償ということが十分に機能してないのではないかと、いうことを私は懸念するのですが、それはいかがですか。

○伊藤(榮)政府委員 たいま御引用になりました資料、私はつまびらかにいたしません、国家賠償法の場合には故意、過失の立証ができないために敗訴したというケースが数からすると非常に多いように思ひます。ただ、勝訴の場合には必ず何らかの金額が主文で提示されておるのだからと思ひます。ですから、たゞいま御引用になりましたのは、国家賠償法に基づく損害賠償請求したけれども勝てなかつたというのが多いのじゃないかというふうにして思つております。その理由は、当該官憲等の故意、過失が立証されなかつた、こういうことじゃないかと思ひます。

○西宮委員 せっかくこういう制度ができながら十分に機能しないというようなことがもし仮にあるとすれば大変残念なことでございます。ですから、そういうことにならないように、今日までその点はずいぶん留意しておられると思ひますけれども、重ねて注意を喚起しておきたいと思ひます。

これは法務省の古い資料であります、昭和三十九年の法務省のお役人に井上五郎さんという方がおりますが、この人が書いた論文の中には「無実の人がいわゆる誤判の結果有罪の宣告を受けて獄に呻吟するやうなことは、その本人や家族にとつて悲劇であるばかりでなく、その国家社会にとつても救いがたい悲劇である」というふうな冒頭で書いてあるわけですが、そしてこの刑事補償法

の説明をしていられるわけですが、これはまさにこの井上さんという人の言うとおりで、思ふのです。国家社会にとつても最大の悲劇だということに間違いないと思ふので、そういう事態が起らないことをまず第一に努力しなければなりません、起つたならばそれに対して十分な手当てをするということが当然だと思ふのです。

その際に、要するにこれは大衆議論の分かれるところだと思ひますけれども、そういう該当者、つまり無実の人が罪になつてしまつた、こういう結果は、結局、社会全体の治安を守つていくというのが、いまの国家の責任だ、その際に、したがつて、途中で逮捕をしたり勾留したりあるいは裁判を行つたり、そういう間に非常な、本人としては耐えられない苦痛に耐えていくというか、そういう苦痛を経験するわけですが、それはやむを得ないのだ、国が社会の治安を維持するという責任を持つていふ以上はそういう人が出て来ても責任を得ないのだ、こういう考へ方が根本にあるとすると、どうしても補償の制度などは完全なものになり得ないという気がするので、私は、そういうことではなしに、その本人たちになつてみたら、これは全く何物によつても償ふことのできないう非常な苦痛を経験するわけですね、ですから、それには思い切つて手当てをする、もし万一そういう事態が発生したならば、それにはあらゆる手当てをするということが絶対に必要だと思ふのです、その見解はどうなんですか。

○伊藤(榮)政府委員 およそ刑事司法に携わる者といつたしましては、一人の無辜をも罰してはならない、これは常に考へておかなければならぬことであらうと思ひます。しかし実際の社会現象として、きつめて残念なことではあります、裁判の結果やつと無罪になるという方がおられることも事実でございます、そういう方のためには刑事補償の制度があるわけでございますので、当然その運用は、たゞいま御指摘になりましたやうな心構えで運用に当たらなければならぬ、かように思つております。

○西宮委員 そういう意味で、拘禁されない分、身体の拘禁を受けなかつたというものに対しては、何らの補償がないわけだけれども、いまの法律は、あくまでも身体を拘禁した場合に限つていられるわけですね。

しかし現実には、拘禁をされなくても、たとえは起訴されたというやうなことになるれば、それだけで非常な困難を味わうわけですね。ことに、たとえば役人ならば、国家公務員、地方公務員あるいは公共企業体に勤務をする人、こういう人などは、いづれも休職になるわけですね、そして給与はもらえないという、これは制度化されておるわけですが、そういうことになり、あるいは、たとえば一般の民間会社等でも、起訴された場合には休職処分にするというやうなことは、おむね労働協約なり就業規則なりに決められていふやうな例が多いと思ふので、そういふ実状に照らして、置かれるのだけれども、それが補償の対象にならないといふのは私は大変な矛盾だと思ふのです、それはいかがですか。

○伊藤(榮)政府委員 起訴された被告人でありましても無罪の推定を受けるという、これはたゞいまはたゞまえていたしまして、現在の刑事司法の運営上、起訴されたというので、たとえば新聞で「君」が取れたというやうな一般的な社会的評価がございまして、したがって、そういうことによりまして、被告人となつたことによつて受けられる有形無形の損害というものは確かに存在することを否定できないと思ひます。しかしながら、そういう観点から見てもいいますと、他にもやはり国の行政処分等で非常な不利益を受けるというやうな場合も考へられます、あるいは裁判類の制度で申し上げれば、海難審判とか特許の審決とか、いろいろなもので、そういう事態が生ずる場合があるわけでございます。

したがって、刑事補償がいつまでたつておりますのは、とにかく、身体拘束というやうな、人間の基本的な人権の最も大事なものであります自由が奪われたというものに対してとりあへ

になっておるわけでございます。しかし、裁判官の立場で白紙の状態からいかにその証拠を調べて無罪になった、みずから無罪を宣告する、こういう場合には、先ほど最高裁の刑事局長からお話のありましたように、裁判官としては多くは非常に喜びを感じると私は思います。よかったです、こういうことを感ずると思います。それから、そうではなくて、そこまで発見できなくて、いろんな証拠によって裁判官は有罪と確信をして有罪を言い渡した、それが上訴されて、上訴審で無罪になった、そういうときに非常に心が痛むものであります。私の経験でもそうでありまして、申しわけなかったという気持ち全部の裁判官が私を持つておると思えます。ただ、いま引用された小林裁判官は過去の裁判に対してそういう気持ちを出された、こういうことでありまして、すべての裁判官は、それを外に出す出さないにかかわらずもちろんそういう気持ちを持って裁判に当たっておると私は本当に確信して疑いません。

○西宮委員 裁判官はみんなそれぞれそういう気持ちを持っていて、このことを十分確信をしておりますが、もしそうならば、ぜひそういうことをいってお話だったので、恐らくそういうことも私も思いますが、何かの形で意思表示をするということが当然あるべきだと思う。小林裁判官は判決の中にそのことをうたったわけですが、一々判決に書くのが繁雑だというならば、たとえば法務大臣が談話を発表するというようなこともいいと思うのですよ。私はぜひそういうことを考えていたいただきたいと思う。要するに私が言いたいのは、裁判といたっては全くの国家権力そのもの立場で国民と相対するわけですから、われわれは国家権力を行使しているんだ、したがって、そういうおぼわびではない、何らかの形でそれをやるべきだ。これは裁判官でもいいし、あるいは場合によったら法務大臣でも結構だと思う。つまり行政機関としての法務大臣でも結構だと思っておりますが、そういうことを考えていただきたいと思う。

あえて私がこういうことをくどくど申し上げるのは、さつき岡垣局長が弘前大学の教授夫人殺し事件と加藤老の事件とをちよつと別な問題で引例をされました。私はこの二つの事件を対照して申し上げたいと思うのですが、弘前事件の那須隆さんという人、あの人は再審の結果無罪になったわけですが、そしてそれに対して、恐らくこれは弁護人などの皆さんが最初は非常に細かい心配りをした結果だろうと思えますけれども、その後市民の中に、那須さんに対して、那須さんの労といひますか苦痛をねざらおう、そういう考えが非常に広がって、弘前の市長が先頭に立って那須さんを慰める、激励する、こういうことをいろいろな形でやっているわけです。私は知人を通じてそういう情報を集めてみたのでありますけれども、非常に熱心にそういうことをやっています。したがって、いま那須さんは弘前の町を歩いても、出会うとよかったですなよかったですなと言ってみんなら祝福される、そういう状態にあるというので、私は本當にその点は救われてよかったと思っております。ところが、もう一人の加藤老、加藤新一さんですね、この人は六十一歳でやつと青天白日の身になったわけですが、しかし、これは中央公論の去年の八月号であります「ある再審請求者の人生」というので現地のルボが書かれておるわけですが、これを読むと、ああいうことで犯罪人にならばなつてしまった人がいかに後で苦勞をしなければならないかということがよく書かれているわけですよ。それは、なぜならば、刑務所はもうとつくの昔に出てきて自分の生まれ故郷で生活をしておる、そうすると、あれは人殺しだということだけれども世間が相手にしない、回覧板も自分の家には回ってこない、自分の玄関だけは素通りしていく、こういう状態です。ありとあらゆるものから排斥をされてきたわけです。そういう状態であらゆる迫害を受けてきた。ところが、今度は裁判で勝ったというわけですね。そうしたら、いわばいまままで部落の人の気持ちとしては、自分たちが、

あれは人殺しだ、けしからぬ、あいつはおれの村の面汚しだ、こういうように思っておった人間が逆に勝ってしまったということになる、これはもう感情としてまことにおもしろくないわけですね。いまままで自分たちがあんなに軽べつしておいた人間が今度は勝ったんだということになると、無罪になった上に金までもらうんだぞうだというところで大変な嫉視、反目、あるいは感情的には、場合によつたら従来以上に苦しんでいるという状態が書かれています。

弘前の場合は市長が先頭に立って云々と申し上げたけれども、ここでは地方役場の行政当局まで全然そっぽを向いてしまっているというふうな状態、私はこういう二つを比べてみて、前者の方は関係者が非常に用意周到な心配りをして市民を教育していったということにあるのだからと思えますけれども、そういう実態を見るにつけても、いまのような誤判の結果無罪になったというふうなことが行われたら、何らかの形でいまままでの苦痛をねざらうとやるというふうなやり方が必要だということをお感じするのでも申し上げたい。大臣、もう一遍お答えください。

○瀬戸山山務大臣 これは社会の人間の気持ちでございますが、二つの場合を比較してのお話でございますが、それをとかくここで批評する立場にはございませぬけれども、私は、気持ちとしては、長い間そういうことで苦痛を受けられた人が、いわゆる晴れた、こういう場合に、お互いに喜んでやるというのが好ましい人間の社会だと思っております。

それから、さつきお答えいたしましたのにつけ加えておきますが、裁判官の立場としては、よく言われますけれども、裁判官は事件に対してはよくこれは気持ちとしては神のような気持ちで、純粹に真実を見しよと努力して、たまには、これは実例があるわけでございますから、結果においては誤判に陥ることもありますけれども、裁判官は弁解せずという一つのまた慣習というのか金言とい

いましょうか、そういうものもありません、一々これを弁解するような立場になりましたらまた逆の意味で公正な裁判が非常に阻害されるおそれもある。ここはなかなか世間に対して言えないことでありましようが、裁判官としては心のうちで喜びも感じ、また悲しみも感ずる、これが実情だと思っております。

○西宮委員 裁判官が心のうちで喜びを感じ、あるいは同時に無罪を宣言された被告人もこれもまた初めて青天白日を仰いで本當に欣喜雀躍の気持ちだろうと思えます。ですからそれをもって、恐らく被告人も無罪を宣告されたというふうなことになる、裁判官に対してはこういふ写真がよやく載っています。ですから、被告人もそういう気持ちであるに違いないと思えます。初めて解放されて感謝感激だ、そういう気持ちは被告人の方にも十分あると思うのですけれども、ただそれだけをもって満足しない、いま申し上げたようなことをぜひ配慮していただくということをお願いしておきたいと思っております。

ちよつと一つだけお尋ねをしますが、法務省の刑事局長、例の被疑者補償の点は法務省の訓令で出ているのですが、これはやはり今回改正しませぬ。

○伊藤(榮)政府委員 たいだいま御審議いたしております法律が成立いたしましたら、直ちにそれに合わせて金額を改定したいと思っております。

○西宮委員 私は警察からも来ていたのですが、さつき申し上げた例の弘前事件、あの弘前事件について私はこの前国会で議論をいたしました際に、私は、あの弘前事件についてはその捜査の段階において間違いがあつたのではないかと、間違ひいかというのを言ったわけでありましたけれども、それに対して、当時の佐々参事官は「警察といたしましては、真実の追求というものを基本に、証拠主義の原則に基づきまして捜査を実施し

たすものでございまして、途中を略しまして「犯人をでっち上げるといふことはいたしません。」という答弁をされたのであります。その前に、福田一大臣でありまして、福田大臣は、私が警察の捜査段階におけるでっち上げというものはあるのではないかと、多数のうちにしましたのに対して「しかし、多数のうちに御指摘のようなことが絶無であるとは言いがたい。」絶対にはいかにと思つておられます。無と考えるわけにはいかないと思つておられます。こういう答弁をしておるので、私は、福田大臣の答弁の方が正直だ、こういうことで問答を打ち切つたのでありますが、あのときの、いままさら繰り返す必要もありませんが、再審における仙台高裁の判決は、徹底的にその捜査段階におけるでっち上げだ、でっち上げという言葉を使わなければいけません、そういうことを痛切に指摘をしたわけですね。もう一遍大事な点でありますから申し上げておきたいと思つて、引用しておきます。「本件白シャツにはこれが押収された当時は、もともと血痕は附着していなかつたのではないかと推察が可能となるのであり、そう推察することによつて始めて前記のそれそれの疑問が解消する、こういうことを言つておられるわけです。ですから、当然に捜査の段階において、最初に押収されたときには血はついてなかつた、そう考へる以外に道はない、こういうことを言つておられるわけですね、判決で、ですから、言葉はあえてでっち上げという言葉を使つておられないけれども、そのことを言つておられるわけです。

ところが最近になりまして、この間地方の新聞にも大きく報道されましたけれども、私それですらに資料も取り寄せてみたのでありますが、それを見ると明らかに捜査の過程において間違いがある。たとえば、これは昭和二十四年の事件でありますけれども、昭和二十四年の八月二十二日に警察署から担当警察官が逮捕状の請求をしているわけですね。それによると、該当の「該ズツク靴を松木明博士に鑑定方依頼の結果、被害者と同様B型

なること判明」云々と書いてあるのであります。しかし、その時点では松木明さんの鑑定書は「血液型は試料不足のため検出不確實であつた」というふうに書いてあつて、血液型は判明しないというふうに書いてあるわけですね。これは、こういう逮捕状あるいはまた逮捕状の請求書、それは早く提出してもらいたいということを弁護側が要求をし、あるいは裁判所からもそれを勧告しておつた。にもかかわらず、その捜査の過程といつても、裁判の過程ではそれが提出をされなかつた。新聞の言葉をかりて言えば、もしそのときに出たならば須さんは二十八年間の苦しみは受けずに済んだであらうといふふうに報道しておられるわけですが、私はこういうことが行われるところにもその重大な間違いがあるのだからいふに言わざるを得ないと思つて、ぜひその点について説明をしてもらいたいと思つて、

○加藤説明員 いま御質問の弘前大学の教授夫人の事件につきまして、これは何しろ古いことでございますので、当庁にはそういう詳細な関係記録といふものが実在しないわけでございます。いろいろな調べをしてもなかなか断定的なことは申し上げられませんが、判決はこれは真摯に受けとめなければいかぬと思つて、

それで、ただいま御指摘の白シャツが押収された当時、血痕の付着云々といふふうなことでございませぬけれども、こういうふうな証拠の採取に疑念を生ぜしめるような捜査のやり方があつたといふことではございません、その点はこれは十分に反省をしなければいかぬといふことでございませぬ。前回佐々参事官がお答え申し上げましたように、事実に基づきまして科学的に、合理的に捜査を進めるといふのが、これが私どもの指導理念でございます。現実が一線の見直しもそういうふうに行われておるといふのでございませぬけれども、そういう数多くの中に、いま申し上げましたようなそういう疑念を生ぜしめるといふふうなことがございませぬ、これを絶無にするようにさらに適正な捜査の実施といふことについて指導してい

きたいと考えております。

○西宮委員 本庁にはその当時の古い資料がないというならば、それも当然なことだと思つて、やむを得ないと思つて、しかし現地で、現地で、私もその資料を手に入れたわけでも、明らかにいまのような矛盾があるわけですね。こういうことではあつていふ事件が起るといふのもけだしやむを得ないと思つて、そのうちで、そういうことのないようにこれは厳しく反省をしてもらわなければならぬと思つて、

私がたびたび申し上げたのだけれども、どうも最初にいわゆる見込み捜査といふことで、この那須さんの場合なんか全く見込み捜査の間違ひだつたと思つて、そういう見込み捜査といふことからそういう問題が起つてくることには、厳に注意をしなければならぬことですね。無論、警察本庁としてはそういう考え方のものに指導しているのだと思つて、見込み捜査が間違ひを起しやすいといふ例を私もこの委員会の席上で何回か申し上げましたが、ぜひこれも耳に入れておいてもらいたいと思つて、

それは、例の丸正事件の原因となつた鈴木一男さんといふ人ですね。私は最近もこの一男さんといふ人の姉さんに会いましたので、もう八十近いお年寄りではありますけれども、この人などは絶対に自分の弟は無罪であるといふことを信じて、公判は一回も欠かしたことがないし、今日現在でも何かそういう手がかりがあれば東奔西走して、お年寄りだけれども大変な努力をしておる。その弟を思う心情といふか私も非常に感激をしたのは、この人などは完全にいわゆる見込み捜査で、少し知能指数が低いのでこれなら落とせるといふ、だから逮捕すると同時に、別件逮捕ですけれども逮捕すると同時に署長のうちへ連れて行って、そこで寛政よろしきを得てあめとむちでドロを吐かした。それが原因になつてしまつた。それでお気の毒なことに、もうとつくの昔に刑期を終えて出てきているのでありますが、だれも世間が

相手にしてくれないわけですね。それで、本人はその過去を伏せて就職しても何かの機会にそれがばれてしまふといふことになる、すぐそこは首になつてしまふといふので、そのいまのたつた一人の姉さんにも全然自分の居所を明かさなわけです。ただ、ときたま電話をよこす。電話で連絡だといふことを言つてくるというだけで、本間に世間ははばかつて隔れてゐる。こういうことで、恐らくは非常に悲惨な生活をしてゐるのだらうと思つて、

私も、私も警察にもそういう材料などを提示してもよろしいと思つて、とにかくこの人が無罪になるといふことのために私も一生懸命骨折りたいたいと思つて、ぜひそういうことを含んでおいていただきたいと思つて、

さっきの那須さんの場合などもこれは当然なことではありませぬけれども、一家、全く非常な悲惨な生活になつてしまつて、この人はお父さんとお母さんとあつて、そもそもこの人の家は弓の名人那須与一の末孫なんだとされておつたものが、全部売り払つてしまつて全部裁判の費用に使つてしまつた。姉と妹が六人あつて、弟が二人あるのですけれども、これが全部就職をしても断わられてしまふ、結婚をすれば離婚をさせられるといふたようなあらゆる悲劇を経験してきてゐるわけですね。そういう人がいま裁判闘争をしてゐる。国家賠償法等で争つてゐるわけですが、こういうこともつけ加えて申し上げておきたいと思つて、

最後に、私は刑事補償法ではありませぬけれども、この前改正された刑事訴訟法によつて裁判費用を補償するといふことが行われるようになったわけでありまして、たとえばあつた制度ができたといふことは大変結構なことでありまして、こ

の分だけまたその被告人であった人が救われるわけですから非常に望ましいことだと思っておりますが、ただ、この点はどうかと思っております。捜査段階にいろいろな経費がかかるわけですね。そういうのは当然これに含めて補償すべきだというふうに考えるのですけれども、その点はどうか。

○伊藤(衆)政府委員 御指摘のように、先般刑事訴訟法の一部改正におきまして費用補償という制度が新たに認められたわけでございまして、これは先ほど御指摘いただきました、いわば身体拘束を受けなかつた被告人に対する補償の一部の実現という見方もできようかと思っております。しかし、それを今度は捜査段階の費用にも押し及ぼすべきではないかという御指摘のようでございまして、確かに一つの検討すべき事項であると思っております。現在の裁判所における手続のように、公判期日に必ず出頭しなければならぬとか弁護士がほとんどの場合についておる、こういうような事態と、それから捜査の段階の事態と必ずしも同一の状況ではございませんので、そこら辺もよく確かめながら今後検討していくべき問題だと存しております。

○西宮委員 捜査段階にずいぶん金がかかる。いまのどの例を見ても大変な金がかかるということでは当然だし、あるいは特に再審の請求をするというふうなことになる、ここでもまた大変な苦勞をする。たとえばいまの那須さんの場合なんかでも、せっかく真犯人が、おれが犯人だと言つてあらわれたにもかかわらず、最初は再審は棄却されているわけですね。ようやく二度目の再審請求で再審が開始されるということが決定される。再審が開始されれば、いまお話しのように全部それによつて該当するということで補償が受けられるでしょうけれども、むしろ再審が開始されるまでが、それまでが大変だと思つて、弁護士がいろいろ資料を集めたり、防御方法のために準備をしたりというような経費は実に莫大なものがかかると思つて、そういう点から言つても、

私はぜひ、むしろ正式に裁判が開始される前のその負担、これを考えてやらないと、その被告に対する救済もまさに画竜点睛を欠くというふうな思つたので、たとえばいま捜査段階における問題について御説明があつたけれども、再審等も再審開始までの段階、これは性格的には捜査の場合と同様かもしれないけれども、それも含めておぼろげな点というふうには思つておるのですが、いかがですか。

○伊藤(衆)政府委員 御指摘の再審の問題につきましては、再審開始決定までござつた上でのいろいろな手続、たとえば現在国選弁護人の制度がないとか、いろいろな問題がございまして、再審問題に関する手続あるいは制度上の改正を要するのではないかと、いろいろな点もございまして、現在研究を続けておるところでございまして、その過程におきまして、ただいま御指摘いただきましたことをよく拝承しておきたいと思つておる。

○西宮委員 私が特にこのことを強調する理由は、無論被告人の経済性の負担を救うとかそういう点にもありますけれども、同時に、このことは弁護士そのものの防衛活動を活発にさせるということ、それに重大な役割を果たすわけですね。ですから、これはもしその弁護士の防衛活動というものが活発に行われることになれば、こういう無実の冤罪を生ずるということがなされるに済む場合も相当あるのではないかと、こういうふうな思つておる。私もこれもこの前ここで指摘をしたことがありますが、例の島田事件の赤堀政夫さんという人の場合などは、最初にちゃんと弁護士がついて防衛活動をやるというふうなことがあれば、恐らくああいう結果にはならなかつたのだらうと思つておる。だから無罪を事前に防止するということ、これは、当然にその弁護士の防衛活動というものが期待しないわけにはいかないわけですから、そういう点で重大な意味を持つておるというので、私は、この制度がせつ々しく生まれた機会に、もっと

もつといま指摘をしたような点についてこれが適用されるというふうにしてもらいたいというふうな思つたので、局長は、いま私が申し上げたことも十分念頭に置いて大いに考えようという御答弁を伺つておきたいと思つておる。

○瀬戸山国務大臣 捜査なりあるいは裁判によつて無実になる裁判の結果、それによつて非常に迷惑がかかることは事実でございまして、理論的にはいま西宮さんがおっしゃつたようなことは当然考えなければならぬ問題だと思つておる。ただ、裁判になつてからの費用、その前の費用、どの辺で限定するかどうかといういろいろむずかしい問題があると思つておるから、これは十分考慮して検討を進めたいと思つておる。

○西宮委員 終わります。

○鴨田委員長 次、安藤殿。

○安藤委員 刑事補償法の今回の補償金額の改定問題についてまずお尋ねしたいのですが、先回の各委員の質問に対する答弁でいろいろ説明がなされたのですが、今回の補償金額の改定増額は、常用労働者の一日平均現金の給与額、それと消費者物価指数の上昇率から指数をそれぞれ求めて、足して二で割つて一九・二という指数を出して、それを掛けたのだという御説明がありました。

昭和五十三年—昭和五十年というのが前回改定されたときだから、これを一つ基準にとられたというところはわかります。そして昭和五十三年度常用労働者の一日平均の給与額をはき出された。その差額はいいのです。今回の改定の上がり方の二一九・二という指数そのものには一応納得がいくのですけれども、問題は、昭和五十年のときの一日の平均現金給与額は、資料にもありますし、先回答弁していただいたのによりますと、五千九百七十七円とあるわけですね。ところが、そのときに改定された補償金額の上限は三千二百円なんです。だから、もうすでにこのときに五千九百七十七円と三千二百円というふうな相当大きな開きがあるわけ

ですね。だから五千九百七十七円と、五十三年の推定の七千六百七十三円とを比較して指数を出して、この改定の上限の三千二百円という大きな幅がありますから、これもすでに問題があるのではないかと、思つておる。だから昭和五十年に上限が三千二百円、そして下限が八百円というふうな改定されたときは、どういふ根拠に基づいて、どういふような金額の改定になつたのか、まずお尋ねしたいと思つておる。

○伊藤(衆)政府委員 昭和五十年の改正の前の改正が昭和四十八年に行われておる。昭和五十年の改正のときは、今回と同じような方式で、昭和四十八年を基準にして同じような計算をして、いまの金額にさしていただいたということでございます。

○安藤委員 それでは、ちょっとさかのぼつてお尋ねしたいと思つておるのですが、御承知のように昭和二十四年の戦後の国会で、改めて刑事補償法として成立を見たわけですね。そのときは、刑事補償金額が一日二百円以上四百円以下ということに決められたわけですね。その当時、常用労働者の一日平均の賃金は幾らであつたのか。恐らくそれを基準にされたと思つておる。恐らくそれを基準にされたと思つておる。恐らくそれを基準にされたと思つておる。恐らくそれを基準にされたと思つておる。

○伊藤(衆)政府委員 昭和二十四年五月の時点の立法でございまして、そのころの賃金というものが、思い起こしてみますと、このころは大変な経済変動の激しいときでございまして、なかなか定まった把握ができませんでした。その当時、立法者がまず念頭に置きましたのは、旧刑事訴訟法のもとにおきまして陪審員の日当が五円であつたことを横目でみながら旧刑事補償法の補償金額が決まつたというふうな歴史をまづ考えまして、それからその五円というものに対して、昭和七年から昭和二十四年にかけての賃金、物価の騰貴率、これを掛けてみますとどう

なるか、こういう数字をまず考える。それから旧法当時の証人の日当の上がり方、これが二円から百二十円に当りなつておつた。鑑定人の日当が二円以上十円以内というのから三百六十円以内になつておつた。すなわち、それぞれ六十倍とか三十六倍になつておつた。この数値で補償金額を計算しますと、一日三百円から八百八十円という数字が出たようにございまして、それらをにらんで、この程度であれば一応定額的な補償と言ひ得るといふきわめて常識的な判断——先ほどどなたかおつしやいました達観というふうなものを交えて、二百円以上四百円以下というふうな決め方をうでございまして。当時としては、先ほど申し上げましたように非常に物価変動が激しく、賃金も変動が激しいという状況でありましたので、ある程度常識的な達観というものを要したのではないかと思つております。

○安藤委員 いまいろいろ資料をお挙げになりました。私の方もいろいろ調べてみたのですが、昭和二十四年の改めて刑事補償法ができた当時、二百円から四百円までということで、その当時、労働者の毎月の勤労統計調査総合報告書というのがあります。これによると、日給二百九十四円、いまおつしやつた数字もそう違わぬと思つておられますけれども、この当時四百円以下。それが昭和三十一年の戦後二度目の改定ときは、千円以下四百円以上。この当時は、先ほど私が言いました労働者の報告書によると、労働者の一日当たりの平均賃金は千九百九十二円。この当時、上限が千円ですね。だから、ある程度照應しているということが言えると思つております。ところが四十二年の改定になりますと、千三百円が上限で、六百円以上というふうになりましたね。このときの労働者の一日当たりの平均賃金は千八百四十七円、ここでもちよつと差が開いてくる。それから、先ほどおつしやつた昭和五十年の改定の根拠にされたという昭和四十八年、このときは二千二百円が上限で、六百円以上ということ。ところが、労働者の平均賃金は一日当たり四千八十四円というのが、

労働者の方の報告書で出てきておるわけ。ここでさらにぐつと差が開いて、二倍近くも差があるわけですね。だから、いま達観とおつしやつたのですが、この補償金額をすつとにらみながらやつてきたのなら、こんなに開きは出てこないはずじゃないかと思つておる。だから、一体その辺はどうなつておるか、どうしてこんなになつたのかということをお尋ねしたいのです。

○伊藤(業)政府委員 昭和二十四年当時の数値をいろいろ見てみますと、そのころは物価の騰貴が非常に激しく、反面、賃金の伸びがこれに追いつかない状態の時期であつたように思ひます。したがらして、当時の物価の上がり方と賃金の上がり方というものを平均化してなげますと、必ずしも不合理なものではなかつたのじゃないか。ただ何分、賃金が物価の騰貴に追いつかない時代でありましたから、補償金の額の方が賃金を上回つたということであらうと思ひます。じゃ、賃金だけ考へてスライドさせるのがいいか、消費者物価というのを見ながらスライドさせるのいいか、いろいろ御議論のあるところだと思ひますけれども、一応両方見ながらスライドさせていくのが妥当であらうというところで現在まで来ておるわけですが、確かに御指摘のように、賃金がどんどん上がつて物価が余り上がらないという時期になりますと、平均賃金と補償金額との差が目立つわけにございまして、また逆の事態になればその差が詰まつてくるというふうなことでございまして、将来の方式としてはこれがいいのか、何かもつと新しい方法があれば考へてみることはやぶさかではございませぬ。

○安藤委員 そうしますと、いま私が具体的に数字を挙げた、相当の開きがある——これは労働者の平均賃金を基準にしてお話ししたのですけれども、その開きの理由の一つは、物価に相当変動があつたので、その物価と一緒に計算をした結果、こういうふうな開きが出てきたのじゃないかというふうな趣旨にとれるのですけれども、いろいろいままでの御答弁によると、刑事補償というの

は国家賠償と本質的には同じものであつて、ただ故意、過失なしということをやつておるのだというお話なんですね。だから、損害をん補するものでなければおかしと思つておる。だから、一つの大きな基準として考へられるのは、労働者の一日平均の賃金——抑留される、拘禁されるということになれば働くことができないのですから、これは完全に逸失利益ですね、だからまずこれを考へるべきじゃないかと思つておる。ところが、物価の方はどうしようかと思つておる。ところが、一応抜きにしても、まずそれは逸失利益として確保されなければならぬ補償だと思つておる。それが平均賃金と比べてみると、先ほど言ひましたように相当な格差があるということになると、刑事補償の本質というものがこの金額では失われてきているのではないかと思つておる。そういうふうにお考えになりませぬか。

○伊藤(業)政府委員 いろいろな観点があると思ひますけれども、身柄の拘束を未決の段階で受けたというところから必ず無収入になると限つたものでもないわけにございまして。また、定型化して補償するといふ場合に、一体どの程度とらあえず補償すれば足りるのか、こういうことになりまして、現在の刑事補償法の考へ方を根本源泉的に考へ直さない限りは、従前の金額に対して合理的なスライドといひますか、そういうことをやつていくのがまずまず相応ではないかという考へでやつておるわけにございまして、先ほど申し上げましたように、そういう合理的なつてもりややつておる数字が、計算が、結果においてきつめて異なる事態になるというふうなことになると思ひます。何らか抜本的な検討をする必要はあるかと思つておる。いまのところは従来方式でやつてみて、まあまあいい線ではないかというふうにしておるわけにございまして。

○安藤委員 まあまあいい線じゃないかと思つしやるけれども、いま私が言ひましたように相当な開きがあつて、これでは損害を賠償するといふ趣旨から大きく外れているといふことは数字の上からいってはずりして思つておる。今度改定される場合でも、上限が四百円以下ですね。ところが、労働者の昭和五十二年のを見ましても一日平均七千三百二十一円、相当な開きが出てきておる。ですから、いま伊藤局長おつしやつたように、これはもうすでにその体をなしていない、そういう計算の仕方では——計算の根拠ではと言つた方がいいかと思ひますが。だからこれはまさに抜本的に考へてみるべき段階に来ているのではないか、計算の基礎をどこに置くかというところは、これはもう明らかなことだと思つておる。それが、じゃ抜本的にどういふことを考へるべきかということはまだ具体的に考へておらないです。

○伊藤(業)政府委員 御承知のように、このところたとえ石油ショック等から非常に物価の変動がございまして、最近ようやく物価も鎮静してきておる。かつ賃金の上昇率もだんだん小幅なものになるのではないかと考へておるわけにございまして。したがらして、この両者が比較的鎮静した数年間を見まして、そして数字をばしつてみて、なおかつ非常におかしい事態であるといふことであれば抜本的に考へなければならぬ。その場合には、御指摘をいただいたようなことをやはりよく頭に入れて見直すべきであらうと思ひます。

○安藤委員 抜本的に考へていただかなくはないかぬと思つておる。先ほど、昭和六年ごろの補償金額五円という算定をされたいろいろな根拠みたいなことをおつしやつたのですが、その戦前の昭和六年にできた刑事補償法では補償額五円というふうになつておりました。この当時、先ほどいろいろの根拠をおつしやつたのですが、常用労働者の一日当たりの平均賃金から見ると、わりといふ金額だと思ひます。この五円以内というの。これまでもいろいろの御答弁によりまして、戦前はいろいろの国は不法を犯さずといふことで、恩恵的なものとして刑事補償というものを考へておつたといふことなんです。それが戦後まさに刑事補

償法という法律がしつかりできて、無罪の判決を受けた被害者、元被告人の人たちの方から補償金の請求をするという権利としてこれは出てきたわけですね。認められるようになったわけですね。ところが、いままでも申し上げてまいりましたように金額だとすると、権利として認められておりながら、これは逆にその中身が権利として位置づけられていない、実質的にはそういうような扱いを受けてないという結果になっていると言わざるを得ないのです。だから、これは早急に抜本的な改善をしていただきたいというふうに思うのです。

そこで、少なくとも上限の補償金額は平均賃金と同等ぐらいのところまでやはり引き上げなくてはかまわないかと思うのです。それはもうすぐ統計で出てくるわけですから、そういうような方向でやっていただきたい。

しかし、本当はこれは私は大分遠慮した言い方でございまして、いろいろ法務省当局の御答弁の中にもこれまでありましたけれども、これは賃金その他の物質的な損害をてん補する、賠償するんだという意味合いのほかに、精神的な苦痛に対しては償うんだというのも含まれているのだというお話がございましたね。まさにそのとおりで、刑事補償法の、御承知だと思いますからあえて言わなくてもいいかと思うのですが、念のために、これは第四条で、刑事補償の請求があったときは、裁判所は「本人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、これは逸失利益に入りま

す。それから「精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに」云々と、それぞれの事情を考慮して、そしてこの金額の範囲内で決めるんだということになっていくわけですね。だから、上限が労働者の平均賃金の額ということで、平均賃金の額で決められておるといふこと、せめてそこまではやってほしいということを私はいま申し上げておるのです。本来のそういう慰謝料とかなんとかという精神的なものを含めると、もっとそれを上回らなくては本当はおかしいんじゃないかと思うのです。だから、そういうような意味も含めて抜本的

な改正をしていただくように——先ほどそういうことも考えなければならぬとおっしゃったのですが、まさにこれはそういうような異常な金額になっていくと思うのです。だから、そういう認識をはっきり持っていただきたい。

それから、いま伊藤局長は、そういう実態になっておるとするならばとおっしゃったのですが、もう現実になっていると私は思うのですが、なっているというふうにもまだ思っていないのか。

○伊藤(警)政府委員 現在異常な事態になっているとは思いませんし、現在御提案申し上げておる金額が、今日の時点では合理性のあるものだと思います。前回の御審議の際にもちよつと出てまいりましたけれども、たとえば西ドイツのように上限を書いてないところもあるわけですが、それらの国の運用の実情、上書きしてないことなどについてお聞きか、こういうことも調べてみたいと思っておりますし、十分研究してしるべき措置をとりたい、こういうこととさせていただきます。

○安藤委員 現在のところは刑事補償法の改正というところで、改定金額を示して国会の審議に採決を求めておられるわけですから、直ちにじゃあ金額を改めて安藤委員が言っておられるようにこれだけにしますというわけにはまいらぬと思うのですが、近いところで、いまおっしゃったような方向で補償金額を上げるようもう一度この刑事補償法の改正というところで提案をされる御意思はあるのかないのか、このことを強く要求して、これは大臣にお尋ねしたいと思うのですがいかがでしょう。

○瀬戸山国務大臣 先ほど来いろいろ御意見ありまして傾聴しておるわけでございます。御承知のように、情勢の変化に応じて逐次改正をしておるわけでございますから、そういうつもりで改正の研究をしたいと思っております。

○安藤委員 次の問題に移りますが、先ほど西宮委員の方からいろいろ質問されました、これは最

高裁の方からお答えになったのですか、身柄拘束事件で無罪になって、その刑事補償の請求をすることが出来る人、その対象ですね、ところが補償請求をする人というのが地裁、簡裁両方合せて四十九年から五十一年まで三七・六%という数字がありましたね。この原因はどうかとお尋ねもあつたのですが、よくわからなかったのです。どういうわけかという少ない原因になっておるのかということをお尋ねしたいのと、裁判所の方で、あなたはこういう刑事補償の請求をすることが出来ますよということをお知らせの形で告知しておられるのではないかと思うのですが、それはどういふような方法でやっておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○岡垣最高裁判所長官代理者 先ほどお答え申し上げましたとおり、補償請求できるはずの方々が必ずしも全員が請求されないのはなぜかという原因については、格別の調査をしたわけではございませんし、こういう理由であるというふうにはつきりと申し上げられる理由を把握していません。うことは先ほど申し上げたとおりでございます。

推察しているところを申し上げますと、拘束の期間が比較的短いということで、裁判所も自分の主張を認めてくれたという、そういうことであるいは満足されて、まあいいよという方もおられるかも知れない。それから弁護人がおられるわけです、その弁護人から話を聞かれても、自分はこれで満足であるということではやられない人が多いであらう。ですから裁判所としては、手続がめんどうだからとか、あるいはそういうことを知らないからということではやられないという理由はないのではないかとはいふにいま考えておるわけでありませう。

しかしこれは、従来国会でもそうでありましたし、本日大臣からも御指摘がありましたけれども、無罪判決を言い渡すときに何らかの説示をするなり何なりすることはどうかという話がありました。それで私も刑事局としましては、毎年全国の裁判官の会合などがございまして、その際

に係官の方で、無罪の判決の宣告をした場合には、刑事補償法の適用がないことが明らかな事件は別でございますけれども、そうではない判決が確定すれば刑事補償の請求をすることができるといふような事件については、こういうのがございませう、その請求期間もこういうものでございませう、その請求期間もこういうものが相当ではありませうかということをお尋ねしていただいております。そういう方法をとっております。

○安藤委員 そういふ説示のやり方あるいは場所等々については、裁判官会合でございまして、こういう方法でやたらどうかということ、大体方針、やり方としては意思統一なされておるわけですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 これは個々の裁判所の判決のやり方でございまして、意思統一とかなんとかいうことをどうこうするということがやっております。ただ、こういうことが国会でも指摘されております。したがってこういう点については言い渡しのときに御留意願いたいと思っております。私どもが事務当局の立場として情勢の説明といひますか、そういうことをするということでございます。

○安藤委員 直接判決言い渡しの手続とはちよつと違うと思っておりますからお尋ねしたのですけれども、そういうことで徹底していただいておりますというところで理解しておきます。

ところで、刑事補償の金額というのは裁判官がお決めになる、だから最高裁の予算の方から出されるわけですね。だから、最高裁は予算を組んで大蔵省に要求をされて、そしていろいろな折衝して、その結果決まるということなんです。この予算折衝をされるに、具体的に補償金額を幾らにするかということはおもろん当然おはじきになると思つたわけですね。だから、法案としてはもちろんこれは法務省からお出しになっているわけですね。けれども、具体的な補償金額を幾らにするかということ、これは最高裁判所のお考えが——相談はなさ

省との予算の折衝のことも踏まえてこの金額はいろいろお考えになっておられると思うのです。だから、そういう大蔵省との予算折衝の見通しとか何かも踏まえて補償金額というものを決めようかというのかどうかということをお尋ねしたい。

○岡垣最高裁判所長官代理者 御承知のとおりに予算として審議されているもの、これは裁判所が最終的にこれだということに考え、そしてまた法務省あるいは大蔵省とも詰めた上で要求という形で出したものですが、それに至るまでの過程というのは、これは概算要求の段階からいろいろな過程がございます。そして一応の要求をし、それからほかの、たとえば理論的には直接の関係はございませんけれども、証人日当等の関係だとか、いろいろなものをにらみながら現在の数字に落ちついた、こういうことになるわけでございます。

○安藤委員 そうしますと、最高裁は別だとおっしゃるのかもしれませんが、普通の各府県が大蔵省に予算を当初要求される、あるいは概算要求をされる、いろいろ折衝されるということだとすると、この補償金額を今回千円から四百円ということになって提案をされておられるわけですが、最初要求をされておられたときの金額というのはこれよりもっと高い金額じゃなかったのですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 仰せのとおりでございます。

○安藤委員 そうしますと、最初要求されるのはいまの四百円よりも高い金額が上限として一日当たりの刑事補償金額としては妥当であるというふうな最高裁判所としてはお考えになったということになりはしないのですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 刑事補償は、故意、過失がなくても定型的に補償するというものがございますが、故意、過失があればこれは国家賠償でその損害の金額を補償される。故意、過失がない場合にどの程度の定型的な補償をするか、

その補償の仕方から、額から、これは政策決定の問題でございます。言うならばボリシーの問題でございます。したがって、それについて最高裁判所の方で決定的にどうのこうのという筋合いは本来はないわけでございます。ただし、予算を保持している関係上、また相手方がある関係上、これぐらいどうだろうかという線を出すわけでございますけれども、しかし、本場に詰めたところその段階でもうこれ以外考えられないとか、これが絶対妥当であるとかいうふうな考えられているわけはございません。突き詰めていけば現在の額が妥当というほかはないわけでございますが、しかし、できればこうなつた方が好ましいかなということももちろんあるわけでございます。

○安藤委員 いまいろいろおっしゃつたのですけれども、最高限四百円よりも高い金額であったという事柄になれば、これは実際には幾らをお考えになっておられたのかということをお尋ねしたいのですが、それが刑事補償金額としては妥当だということではおはじきになった。

先ほど二一九・二という指数を掛けてこうなつたんだというこれまでの何回もの御答弁が法務省の方からありました。そして、いま私が金額的にもおかしんじゃないかとお尋ねしたのでありますが、異常な事態だと思っておられないということもあつたのですが、どうも大蔵省との交渉の結果、その予算の配分の関係で補償金額というものが決まってくるという事柄になると、これは本場にそういう被害を受けた人に対する損害の補償と云うことではなくて、先ほどボリシーとおっしゃつたのですが、まさにそういう予算の関係でこれが決まってくるということになって、全く逆じゃないかと思うのですが、その点いかがでございますか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたとおり、裁判所としては、これが絶対にこうあるべきであるということが、たとえば法律の適用なんかで出てくるような性質のものでないこともまた事実でございますので、どれぐらい

が適当であらうか。それで、いろんな、たとえば証人の費用が、先ほどもちよつと申し上げましたが、日当との関係だとかいろいろなものとの関係をにらみながらいくわけでございます。それからまた、最初の段階では、これはたとえば一九九％でございますか、あれが出るまでの間は、政府見通しという、これも見通しでございますね。それから指数と申ししても、たとえば五十三年度はいろいろな操作によって推定するということもございまして、ですから、そういうこともございまして、いろいろな数字も出得るわけでございます。そのようなことで、あれこれ試行錯誤しておつたということでありまして、何も、本来こうなければいけぬなと思ひながら、予算の関係でこんなことではしようがないとあきらめて、そういうものではございません。それだけ申し上げておきます。

○安藤委員 予算の関係であきらめていたのだという計算は、当初要求を最高裁判所がされるころにもうしておられたのですか。大蔵省と折衝されて、なるほどこのくらの数字でないとということではなつたのではないのですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 当初要求のときには、いま出している二一九・二という数字、そういう数字は確定してはなかつたと思うのです。

○安藤委員 それから、先ほど私がお尋ねしておりましたが、当初要求あるいは概算要求で、最高裁判所が刑事補償金額一日幾らというふうに出しておられた金額は幾らでしたか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 上限六千円というふうな考へております。(安藤委員「下限は」と呼ぶ) 下限千円、上限六千円ということでございます。

○安藤委員 となりますと、最高裁判所としては、千円以上六千円が今回の改定としては妥当な額であるということをお考えになつておつたというふうな私には思ふのです。だから、こうなりますと、いよいよ今回の改定額というものは全く

実情に合っていない金額であるということも出てくるんじゃないかというふうな思ふのです。いま、この法律案ですぐそういうふうにするべきだということまでは私は申しませんが、先ほどから申し上げておりますように、近いうちに、大臣の方からも御答弁がありました。改め実情に沿うような補償金額を実現するように御努力をいただきたいということを重ねて御要望しておきます。

次の問題に移りたいのですが、先回補償委員がいろいろ質問をしておられたのに対して、法務省の方から御答弁があつた中で、いわゆる無罪率の話があつたんですね。無罪率で、通常事件が、全部はもろん申し上げませんが、たとえば五十年〇・四％、五十一年〇・三％。ところが凶器準備集合罪というので起訴されて無罪になつた件数の割合が、五十年が二・三％そして五十一年が七・八％と、これは相当高い無罪率ですね。その理由はどうかという御質問もあつて御答弁もあつたのですが、私もよくわからなかつたので、もう少し詳しくお尋ねしたいと思ふのです。どういふようなことでこの無罪率が高いのか、何か秘密のままで起訴してどうこうというお話もありましたけれども、そういうことも含めてもう一回説明していただきたいと思ふのです。

○伊藤(案)政府委員 第一審で裁判が行われ、終結した事件というものが総体が大きゅうございます。したがって、それに対する無罪率何％、〇・四％あるいは〇・三％ということの意味のある数値になると思ひますが、凶器準備集合罪のようなことになりまして、一審裁判終結の件数自体が非常に少ない上に、年によってばらつきがございますから、これに対する無罪率のパーセンテージを論じましても余り意味ある数値にはならぬと思ひます。しかしながら、具体的に事件を見てみますと、凶器準備集合罪という罪名で起訴した事件の中に、無罪になつたものがある程度普通の場合よりも目立つということではまた事実でございます。

なぜこういうことになるかということをお尋ねいたします。

たしてみますと、凶器準備集合罪の事件と申しますのは、そのほとんどが取り調べに對して黙秘のまま公訴の提起に至るといふような状況でございます。公判廷におきまして全く予想しなかつたような弁解が出ることも多いわけですが、無罪になっております主なるものは、共謀關係を裁判所は否定された、要するに共謀共同正犯の範圍から脱落したというようにございまして無罪になっておられる者が多いに思ふわけでございます。すなわち、現場に火災びんなら火災びん、鉄パイプなら鉄パイプを持って何人かが集合しておる、この者が、共謀による共同の行為であるということで認定して、黙秘のまま起訴しまして、公判廷で、いや、自分はあそこにはたまたま居合わせただけだとか、そういういろんな弁解が、捜査の段階で黙秘されておりましたために、完全に行き届いた裏づけ資料が得られなかつたということのために、そういう弁解を法廷で崩せない、こういう事例がとどまるときでございます。そういうのが無罪として目立つ理由であらうと思ひます。

○安藤委員 いま無罪率のことをお尋ねしてみました。一般的に今度は起訴率の方でいきますと、一般事件は九六％の起訴率だけれども、たとえば内ゲバ事件のような凶器準備集合なんかも案外入るのじゃないかと思ひますが、そういうものゝ起訴率は四〇％から五〇％くらいだといふようなことはよく言われております。だからこれは検挙率も低いんじゃないかといふふうな言われおるうちに私にも聞いておるのですけれども、その点はどうなんですか。

○伊藤(榮)政府委員 極左過激派の犯しますものもろの事件、これは言葉がおかしいのですが、近視眼的に見ますと、検挙率が非常に低いわけですね。といひますのは、被害者も捜査に協力しない、それから犯人も皆目見當がつかないという状態から捜査が始まりますから、捜査に相当の年月を要します。そこで、大ざっぱに言へば、一年おくれ二年おくれでやつと検挙ができる、こういう状況でありますので、相当な期間を――長期的に

見ますと、ある程度の検挙は見えておると思ひます。ただ、それにしましても、ただいま申し上げましたような捜査上の難点から、一般の事件に比して検挙率が低いということは遺憾ながら認めざるを得ません。今度、検挙率になりました。これも先ほど申しましたように黙秘戦術の壁というものにぶつかりました。たとえば内ゲバ事件ですと、被害者も黙秘しておるというふうな状態で、これが君を襲った犯人であるかどうかといひわゆる面通しもできない。そういういろいろな証拠取集上の制約がございますために、鋭意情況証拠その他を得て訴追するようにしておりますけれども、これも遺憾ながら一般の刑法犯に比して起訴率が低い、こういう状況でございます。この辺は今後警察とも協力しまして、もう少し科学的な捜査方法を充実させていかなければいけませんと思ひます。

○安藤委員 大いにがんばっていただきたいと思ひますが、起訴率は低いわ、そして起訴して裁判になったんですけれども、片一方で無罪率が、それはいろいろ近視眼的に見てくれるという趣旨の御答弁だつたのでありますけれども、起訴率は低いわ、起訴したが無罪率が高いわということになつてくると、刑事補償との關係で、刑事補償金を彼らが請求してきたら出す、無罪になれば支払うのは当然だと思ひますが、そうすると、いろいろこれから努力するところ、おっしゃつたのです、その努力不足のおかげでそういうふうなことになる、無罪になつて刑事補償金を支払うということになると、これはまさに補償金で追い銭をやつておるみたいなところでもない結果になるのじゃないかと思ひます。

○伊藤(榮)政府委員 極左暴力集団の問題が取り上げられましたけれども、いままでどうも手ぬるかつたというふうなところ、総理までがそういう趣旨の答弁しておられるぐらゐですか、やはりそういうところの検挙率とか無罪率とかいうことにも出てくるのじゃないかと思ひます。だから、いま、おっ

しやつたように、しっかりとこの点は腹を据えてやつていただきたいと強く要望しておきます。

それから、前からよく問題になっておるのでありますが、抑留、拘禁された場合に、そして無罪の判決の言い渡しを受けた場合の刑事補償法というふうなことになると思いますが、身柄を抑留されない、あるいは拘禁されないうままに刑事訴追を受け、そして被告になつておつて、それが無罪になつたというふうな場合にも、被告になつておつた人が精神的な苦痛を受けるというものは、これは法律省當局でも、伊藤刑事局長でもお認めになることだと思ひます。これは相當な精神的な負担になると、それで、そういう場合の補償ということも考えられるべきではないかと思ひます。

これは直接身柄非拘束で無罪というわけではないのですけれども、三年ほど前に名古屋地裁の豊橋支部というところで、これは豊橋事件という母子三人殺しで有名な事件があります。この被告であつた人が無罪の判決を受けて、もちろんこれは刑事補償金を受け取つておるのでありますけれども、千三百八十五日間ですか勾留を受けておつたんで、ね、相當な長期の間です。ちよどもまた、まさに青年期の間をそれだけ勾留を受けておつた。出てきたのは無罪の判決の言い渡しを受けて出てきたのですけれども、それ以後も、豊橋という人口二十万足らずの小さな都会なものですから、無罪の判決を受けても、あの人があつたといふこととで、無罪で完全に罪が晴れて潔白の身になつたといふことは法的にもはっきりしておるのですけれども、だからもうあの人は別にどうということもないんだ、そうすつきり一般の住民感情としてではなくかなりのにくいといふものもあるですね、これは残念なことですが、それで、とうとう一年足らずで豊橋にいたたまれなくなつて東京の方へ出てきてしまつたといふような事例もあるのです。

だから、これはいま言ったような不拘束のまま無罪になつたといふわけではないのです、無罪の判決を受けてすらなおかつそういうような精神的な苦痛があるということから申しますと、それから憲法四十條の、無実でありながら刑事訴追を受けたといふようなことになつてきた人を救済するといふ趣旨からすると、非拘束で無罪を受けた人を救済するといふことも考えてしかるべきではないかと思ひます。いまこの場では具体的にどうしようといふことは申し上げませんが、そういうふうな方向で考えられることはできないかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○伊藤(榮)政府委員 その問題は以前からある問題でございます。ただ刑事訴追を受けたというだけの方と、それから人間の自由といふものを奪われた、身柄の拘束を受けたといふ場合は質的に相當な差があるであらう。とりあえず身柄の拘束を受けた場合の補償を現在やつておるわけですが、考えてみますと、いま御指摘のような観点もあつて、一つの研究課題であらうということでも研究の結果、とりあえず一昨年、費用補償という制度を刑事訴訟法を改正して入れたわけでございます。これは不拘束の人ももちろん対象になるわけでございます。さらにこの趣旨を改めていくかどうかという点になりますと、広く、国の行政処分等によつて非常な損害を事実上受けられる方もありましようし、あるいは海難審判とか特許審決、こういうもので非常な不利益をこうむられる方もあるわけでございます。それらのものの横並びもよく見ながら今後の研究課題としてさらに勉強を続けていきたいと思ひます。

○安藤委員 被疑者補償規程のことをちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。今回の改定によつてこの補償規程の方も連動して金額を改めていくといふことは先ほど御答弁がございましたが、被疑者補償規程に基づく補償は、不起訴確定主文の「嫌疑なし」それから「罪とならず」ですか、この二つだけといふことになつております。これを、嫌疑不十分、といふ場合に拡大するといふようなことは全く考えておられないのだから、これは、嫌疑不十分、といふ場合に

拡大するといふようなことは全く考えておられないのだから、これは、嫌疑不十分、といふ場合に

○伊藤(榮)政府委員 捜査は裁判と違ひまして、必ずしもことごとくシロ・クロ決着をつけるというものでございせん。したがひまして、嫌疑が晴れたわけではないのだけれどもさらに捜査を尽くすまでもなく起訴価値がないという場合には、嫌疑不十分ということで処理をいたします。

○安藤委員 被疑者補償事件として立件をするのは、その裁定をした——裁定はもつと上の検事さんがおやりになるのかしませんが、裁定正文を書いた、捜査を担当した検察官がおやりになるのですか。

○伊藤(榮)政府委員 被疑者補償のその辺の仕組みをちょっと御説明しますと、個々の検事が事件を処理します。御承知のように検察官は自分の責任において事件を処理いたしますから、個々の検察官が不起訴裁定をいたします。それを決裁官が見ます。地方の検察庁ですと検事正、次席検事、これが見まして、内容が、嫌疑なし、あるいは、罪とならず、であるべきものが、嫌疑不十分、というふうなことになるかと、指揮をいたしまして、あるべき裁定正文に書き直させます。

○安藤委員 そういふ訴追関係はわかりました。昭和五十一年から——といひますのは、五十年十二月二十日にいわゆる法務省の皆さん方が言っておられる大臣訓令というのが出て以後、だから五十一年からお尋ねするのですが、その被疑者補償事件として立件をされた数と、それから実際に補償をした人の数、それをお知らせ願ひたいと思ひます。

○伊藤(榮)政府委員 昭和五十一年に新たに被疑者補償規程によりまして補償事件として立件した数が四十八、これに對して補償をいたしましたのが九、金額が十三万八千八百円。それから五十二年、立件したのが四十五、補償しましたのが七、金額が十六万七千三百円。五十三年が、立件が十、補償することになりましておられますのが十三、これは前年からの繰り越しが入りますから必ずしも数字が合いません。まだ支払っておられない分を含めて六十一万八千円。こういう状況でございます。

○安藤委員 そこで、いまおっしゃった五十一年の四十八件のうち補償されたのが九、それから五十二年も同じ件数のうち七というふうには、これは非常に少ないわけですね。この少ないのは一体どういふ理由なんですか。

○伊藤(榮)政府委員 細かい数字を申し上げてもよろしいわけですが、ざっと申し上げますと、たとえば五十一年度で見ても、一番多い数字、補償しない理由として出てきますのは、心神喪失による罪とならず、それから、もともと本人が虚偽の自白をしたため、たとえば身がわりで出てきたようなために嫌疑なしになった、それからその事件は逮捕時に書いてある事件以外の事件で起訴されておるといふもの、この三つが大部分でございます。中には、こちらから補償を差し上げようと言つたのに辞退をした人が五人いる、こういうふうな状況。五十二年も、一番多いのが五人以上上げた三つのもので、補償辞退が二人、そんなような状況になっております。

○安藤委員 そうしますと、心神喪失あるいは身がわり、だから人違いというのもあるわけですね。だから、そういう場合でも一応補償事件として

て担当検事が立件はするわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 とにかく、罪とならず、嫌疑なしなら全部立件しろ、こう言っておりますから、当該被疑者が他人の犯罪をしようとして身がわりで出てきたようなものでも一応立件する、こういうことになっております。

○安藤委員 そこで、担当検事がおやりになるということ、次席検事さんがいろいろ裁定をなさるといふことで、これはよくある事例で、私もちよちよ経験するのですが、被疑者補償の關係については具体的に知りませんから、これは一つの推定としてお話しするのですが、労働争議があつて、どういふような被疑事実かどうか知りませんが、とにかく逮捕する、そして不起訴になる場合——これは不起訴になる場合が多いので、私が幾つか経験した中でもそういうものがあるのですが、その場合に、嫌疑なし、罪とならず、というふうな裁定をする、刑事被疑者補償で立件をして被疑者補償をしなければならぬ、だから、嫌疑不十分あるいは起訴猶予ということになれば、そういうふうな事実關係を適當にしていれば、そういうふうなことに事關關係を適當にして、そして被疑者補償しなくても、立件しなくてもいいようにするといふようなことだつて大いにあり得るのじゃないかというふうに思つて、大にうかがひたいのです。だから、担当検事ではなくてはかの検察官に被疑者補償の立件をさせるというふうなことのほうが妥当じゃないかと思つて、どうですか。

○伊藤(榮)政府委員 補償金のことを考えながら事件を処理する検事といふのはまずまず——まずというか、全然ないと思ひます。また、立件しますのは次席検事でございまして、担当検事は、全く馬車馬みだりですけれども、事件だけにらんで処理をしておるはずで。

○安藤委員 前に、この被疑者補償の問題で立法化するかどうかといふお話が出ておつたといふことは承知しておるのですが、私はそこまですり上げないのですけれども、これは申し出といふ

規定もあるわけですね。被疑者補償規程の四条の三号ですか。「補償の申し出があつたとき。」これは被疑者になつた人の方から補償の申し出があつた場合をいふのかといふこと。

○伊藤(榮)政府委員 被疑者であつた人、あるいはその弁護人であつた人が代理人となつて申し出がある場合もございまして、いま私どもがとつておられます方針は、申し出の有無にかかわらず、とにかく立件しろ。今度は、申し出ておられる方の中には、起訴猶予になつたような人も申し出ておられます。そういう事件を含めて判断しておるわけでございます。この現地における判断に対しては、一般の不服申し立ての方法によりまして、上級検察庁あるいは法務大臣に不服の申し立てをしていただく、こういう道がございまして。

この被疑者補償といふことは、個々の事件の起訴、不起訴——公訴の維持と違ひまして、検察事務ではなくて行政事務でございまして、この件に關する限りは法務大臣に具体的な指揮権がございまして、法務大臣の方で是正をし、あるいは現地から、これは補償をしなくてもいいのじゃないかという意見が上がつてきたものを、私どもの方ではやはり補償しなればいかぬといふことで厳格にやつておる状態です。

○安藤委員 では、終わります。

○嶋田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○嶋田委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決

いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 次回は、来る四月四日火曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時四十九分散会

法務委員会議録第七号中正誤

下シ 段 行 誤

五 四 末五 ありません、

六 一 末四 かりまして、

九 一 三七 一人証人

三七 一 三三 人によつたは

正

ありませんし、

かたりまして、

一人の証人
人によつては

昭和五十三年四月十二日印刷

昭和五十三年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A